

令和5年12月21日
健生発1221第1号
5輸国第3526号

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
厚生労働省各地方厚生局長
農林水産省各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公印省略)
農林水産省輸出・国際局長
(公印省略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正について

我が国からアメリカ合衆国向けに輸出する食肉については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定。以下「手続規程」という。）の別紙US-A1「アメリカ合衆国向け輸出食肉の取扱要綱」に基づき取り扱われているところです。

今般、手続規程について下記のとおり所要の改正を行いましたので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

記

別紙US-A1について下記の改正を行ったこと。

米国向けに携行品として輸出される個人消費用の牛肉については、封印シールの開封等を行った場合にも食肉衛生証明書の返納を求めないこととする。